

令和2年度 茨城県農地中間管理事業評価委員会に係る意見書

令和2年7月30日に開催した標記委員会において、本県農地中間管理事業の実績及び今後の推進方策等について協議した結果、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

今後の事業推進にあたっては、これらの意見を踏まえた取り組みが図られますようお願いいたします。

記

1 人・農地プランの実質化と連動した農地集積・集約化の推進

人・農地プランの実質化については、地域の意向把握（アンケート調査）、地図化、地域の話し合い、将来方針の策定というステップがあり、こうした流れに沿って進めていくためには現場のスキルアップが重要である。このため、実質化に関連した説明会の実施や研修会への参加など、現場の対応力を高めるための取り組みを行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応

新型コロナウイルスの影響により地域の話し合いが実施できなくなるケースも予測されるが、話し合いに代わる対応として中心経営体への将来方針について意見を伺う機会を設けるなど、感染症対策を講じつつ、創意工夫しながら実質化の取組を進めること。

3 農地の集約化の推進

農地の集約化の推進に向けては、農地交換のメリットについて具体的データを示すことが地域の合意形成を図るうえで有効と考えられることから、聞き取り調査等により県内における集約化の取組事例について情報収集及び整理を行い、事業推進に活用すること。

4 担い手及び農業者団体と連携した推進

畑の集約化や基盤整備事業など、担い手からのアプローチによる農地集積・集約化を推進するため、担い手団体等へのアンケートや意見交換会の開催などを通じ担い手の意向確認や要望把握に努め、今後の事業推進に役立てること。

5 水稻メガファーム育成事業の推進

農地の確保に向け、担い手に農地を預けることが地域にとって大事であり、担い手・地権者双方メリットがあることについて、地域に対する理解促進活動を継続して行うとともに、水稻メガファーム事業の横展開に向けて、地域で交渉にあたる推進員のスキルアップや交渉ノウハウを蓄積すること。